

駐車場の公募貸付事業の実施について

- 公有財産有効活用 -

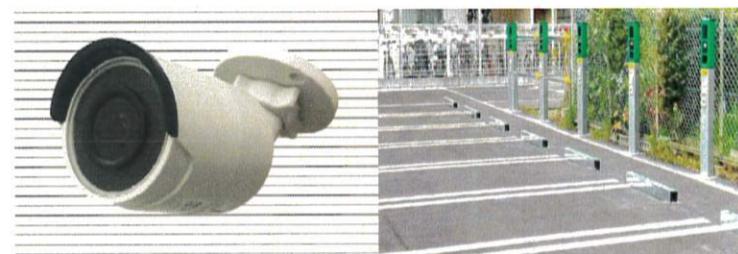
概要

公共施設マネジメントの観点から、公有財産の有効活用を図り、市民サービスの向上と持続可能なまちづくりを図るため、駐車場の公募貸付事業を行うものです。

対象	中央公民館駐車場、勤労青少年ホーム駐車場
実施期間	5年間
方法	実施事業者を公募型プロポーザルにて募集

要点

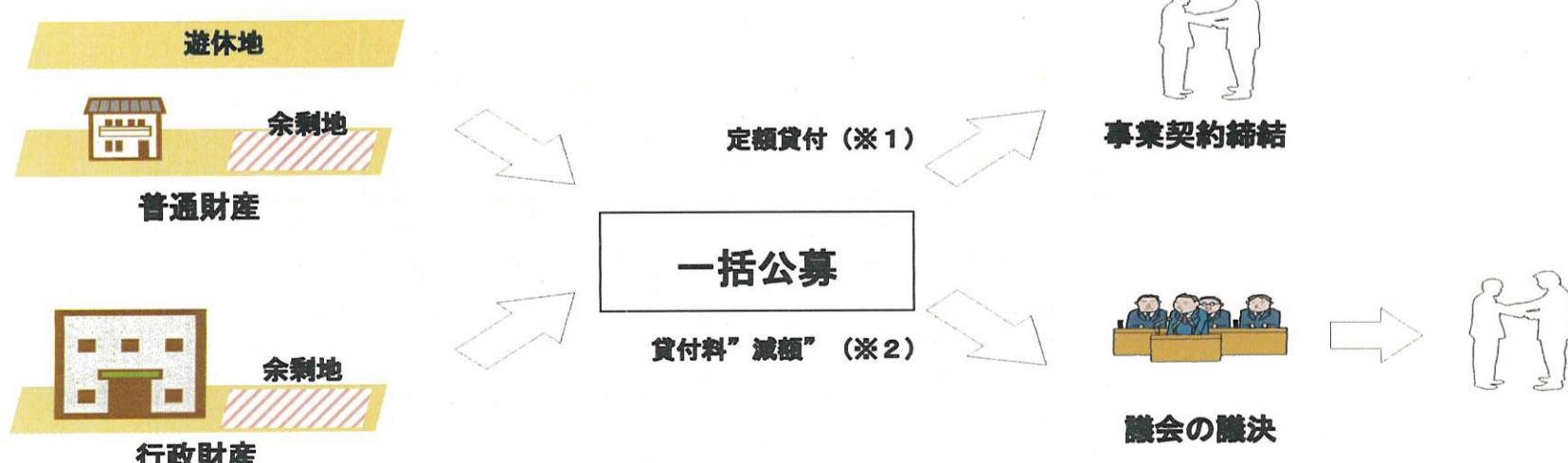
- 民間事業者に土地を有償貸付。民間が有料駐車場として無償で整備し、維持管理する（市の負担は無。貸付料は民間事業者の提案による）
- 公共施設利用者は今までと変わらず無料。夜間一般車両利用料収益を維持管理費へ充当（勤青ホーム駐車場は新倉高齢者福祉センター利用者も無料）
- 施設利用者は精算機で無料手続きを行う。
- 防犯カメラの設置。高齢者でも安全なフラップレスカメラ式を条件。
- 駐車場は24時間利用可能。
- 選挙、災害、イベント等の際は、公共利用を優先。



スケジュール

時期	内容	備考
令和3年12月2日	全員協議会	本日のご説明
令和3年12月上旬	官民連携検討委員会	実施の詳細について最終判断
令和3年12月中旬	公募要領整理・公表	公募型プロポーザルにより事業を実施
令和3年12月下旬	事業者提案	
令和4年1月	財産貸付事業者審査委員会	事業の審査を行い、事業者を選定
令和4月3月	議会上程	財産貸付額が低額の場合（※1）
令和4年3月	事業契約締結	
令和4年4月～	準備・周知&事業開始	

公有財産貸付事業スキーム



(※1) 和光市行政財産の使用料に関する条例に準じて設定 (ex 固定資産税評価額×3.5/1000)

(※2) 地方自治法第96条第1項第六号の規定により、議会の議決が必要になります。

今後も、遊休地や余剰地となっている公有財産に対し、官民連携による収益化・利便性の向上を推進してまいります。